

遊漁船の船長（業務主任者を含む＝以下同じ）が改正された法令「遊漁船の適正化に関する法律＝遊漁船法（以下同じ）」及び「遊漁船の適正化に関する法律施行規則＝規則（以下同じ）」により、新規の「業務規程」で「釣りが禁止となりました」とか「釣りをしてはいけません」とか「船長自ら釣りをしません」とか・・・「自分が消費するためや販売目的で『自ら釣りをする実態を見聞するので、自ら釣りをしないことを業務規程例に『利用者を案内している間は船長自ら釣りをしません』として明記した」・・・挙げ句の果てに「利用者に釣りを教えるために釣りを行うことは可能です」とまとめられています。

「自らのために釣りをしない」とことと「教えるために釣りを行うこと」との線引きは「竿に釣り糸を垂らしている状態」から見れば判別不能です。みのりの船長は「この線引きが不明」なことを「理不尽」と感じておられるようですので、浅学ですが、①立法措置からの理不尽、②遊漁の実態からの理不尽、③理不尽の解消として分析します。

①. 法令と「業務規程例」の理不尽（道理に合わないこと）

法律（遊漁船法）が国会で定められ、その法律を施行するために省令（農林水産省の定めた「遊漁船法施行規則」）が定められています。この両者を指して「法令」と称します（告示も入ります）。

遊漁船業を受けようとする者は遊漁船法第4条第2項で「業務規程」を添付しなければならないとし、同条第3項で「農林水産省令で定める事項」を定めなければならぬとされています。また、同法第6条では、添付書類の業務規程のうちに重要な事項について虚偽の記載若しくは重要な事実の記載が欠けているときはその登録を拒否しなければならないとされています。

農林水産省令第5条（業務規程の記載事項）では、「利用者の安全管理体制」以下「その他遊漁船業の実施に関し必要な事項」まで詳しく書かれています。これらは「業務規程」に明確に記載されなければなりません（法律により委任された「省令」）です。

今回の問題点（理不尽な点）は、農林水産省の水産庁が作成したこの業務規程に沿ったものとして公表された「（別添1）業務規程例」なるものが、「省令で定める」とされた農林水産省令であるのかということです。なぜかと言いますと、「遊漁船の船長は自ら釣りをしません」と書いてあるのは、この「（別添1）業務規程例」だからです。因みにこの（別添1）とは、遊漁船法第4条第2項「書類を添付」となっていることから付けられたと存知ますが、根が深いですね。

法令で「例」を定めることはありません。この業務規程例はあくまでも「例」です。省令で定められている規程は当然のごとく「例示」であっても遵守する必要があります。しかし、省令で定められていて抽象的な規程を省の解釈で無限に広げることは慎まなければならぬでしょう（拡大解釈）。たとえば、「利用者の安全確保を図るために・・・船長は釣りをしてはならない」という点ですが、そうだろうな、と得心がいく点もあるうかと存じますが、省令ではそのような解釈は許されないと存じます。

以上が、今回の「業務規程例」による「船長は自ら釣りをしません」という規程に拘束力を見ることは出来ないのではないか、それに従つて全国の説明会で「船長の釣りは禁止になりました」という理不尽な話しが流布されていることの危険性を感じています。

②. 遊漁の実態からの理不尽（道理に合わないこと）

第4回遊漁船業法の改正に係る水産庁主催の事業者向け説明会（チャットでの質問回答）の事業者の質問として「今回の法改正において、業務主任者・船長が利用者を案内している間、自ら釣りをしないことが定められたと聞いたが、この根拠規定はどのようなものか」という質問に対して、農林水産省の回答は「近年、遊漁船業において、事故による死傷者は増加傾向にあり、事故の主な要因は営業中の見張り不十分だとされています。このような状況の中、船長や業務主任者が利用者を案内中に自身が消費するためや販売目的で自ら釣りをする実態が見聞されます。従来、船長は操船の責任者として航行の安全を確保するための業務を行うこと、業務責任者は、利用者の安全管理等の業務を誠実に行うこと（同法第12条及び第13条）を遵守する必要があることから、今般の法改正にあわせ、業務規定例に船長及び業務主任者が釣りをしない旨を明記したところです」とされています。

質問者の「根拠規定はどのようなものか」に対して、「営業中の見張り不十分」と「自ら釣りをする実態を見聞」していることを挙げています。回答にならないと言えば、その通りですが、この根拠規定こそ抽象的な「利用者の安全確保を図るため」と言いたいのでしょうか。そのことと「釣りを致しません」ということとは結びつきません、

遊漁船の船長の釣りの実態は、利用者の釣りに合わせて行っているものであり、一般的には船の停止状態であり、流し釣りの時にも低速状態にあり、この場合の見張りの必要性は当然にあるものの、相手方船舶の見張りがより多く求められるものです。記載にあるように、「実態が見聞される」程度で、「釣りをしない旨を明記」することは、理不尽であり、船長の立場からすれば納得できないでしょう。

③. 理不尽の解消

船長に対する広島県水産課からの令和6年5月13日付けの回答が行政手続の具体的な例を現しています。

先ず、業務規程例の別表6に掲げる項目は「施行規則第10条第4号に規定する「漁場における安全管理を行うための体制」に適合させるための項目の一つとして「業務規程に記していただく必要」のあるもので、というのが、水産庁の見解です、と記しています。

普通に考えれば、「業務規程例」ですから、作成者の自由に委ねられるものですが、この場合「修正又は消除できない」ということです。修正又は消除できないという文字は「船長は自ら釣りをしません」という文字で、業務規程を作成し提出している船長の立場からすれば、自主規制的な言葉であります。それが、訂正できないということは・・・ということはこの業務規程はこの文言を含めて農林水産省令で定めなければなりません。

みのりの船長は、これまで遊漁船業法による登録をされており。今回は更改登録と業務規程の変更届ということになりますが、「届」というのは行政手続法では、役所の前で届けて、受け取ってもらわなくて「届け」たことになります。

それがために「旧規程のように変更して届出をされた場合でもいつたん受理せざるを得ませんが、是正していただくようお願いするとともに届出された業務規程をお返しすることになります。」と結んでおられます、「届けたことになる」という行政手続法の規定とはかけ離れています。ただ、「お願い」という言葉は、行政手続法の主旨を十分に踏まえておられます。

「是正していただけない場合は、業務改善命令を行うことになります」とありますが、行政手続法では「届出では、役所に届出を実態的に行って、役所側が届出を受け取らなくても届けたことになり、そのことによって不利益な処分を行ってはならない。」と定めています。このような状態で「業務改善命令」は出せないでしょう（船長が釣りをすることが安全義務違反であるなら、そのことを法律若しくは省令に定めておかなければならぬでしょう）。

また、漁場における安全管理を行うための体制に適合させるための項目の一つとしていた「船長の自ら釣りはしません」ということは、結論として「利用者の安全の確保及び利益の保護に関する遵守すべき事項である、と大きく括られ、項目の削除・修正はできない」と通知をされています。

このようなある種乱暴な行政側の国民を拘束することが認められるべくもありません。行政手続の中で解消されるでしょう。